

### 3 調査対象とならなかった事例

平成25年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

#### ・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情(熊本市オンブズマン条例第6条)

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) シルバー人材センターでの庭木の剪定 シルバー人材センターに庭木の剪定を依頼したが、6ヶ月経過したにも関わらず、未だ実施されず、そのことに納得がいかない。
(2) 県が交付した補助金 ある社会福祉法人が虚偽申請を行ったにも関わらず、県はある社会福祉法人に補助金を交付した。そのことに納得がいかない。
(3) 時間帯通行規制や警笛禁止の標識等設置 家の前の道路は車の騒音が激しいため迷惑している。時間帯通行規制や警笛禁止の標識等を設置し、積極的に取り締まってほしい。
(4) 悪徳と思われるボランティア団体の廃絶 人助けを目的に語った暴力的なボランティア団体が増えており、廃絶してほしい。

#### ・自身に直接の利害を有していないもの(熊本市オンブズマン条例第15条(2))

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(5) 立田山自然公園内の管理 立田山自然公園内の竹林、苔園、通路の管理が不十分なので、きちんと管理してほしい。
(6) 生活保護費の不正受給 知人に生活保護を不正受給している人がいるため、不正受給について調べてほしい。

